

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
大和川下流部流域治水部会

議事概要

1. 会議方法: 書面会議
2. 開催期間: 令和4年3月16日(水)～3月25日(金)
3. 参加者: 別添の名簿のとおり
4. 議案事項
 - 1) 規約の改定について
【協議会承認事項】
 - 2) 「大和川水系流域治水プロジェクト(R4.3版)」の公表について
【流域治水部会承認事項】
5. 回答結果:
 - 1) 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約及び大和川下流部流域治水部会規約の改訂について了承された。
 - 2) 「大和川水系流域治水プロジェクト(R4.3版)」の公表について了承された。

なお、議案事項に対する意見とそれに対する回答は以下のとおり。

減災対策協議会及び流域治水部会の重複している取り組み内容を整理し、役割を明確にすること及び構成員を見直ししていくことを条件に承認します。(松原市)

(回答) 今後、減災対策協議会及び流域治水部会の取り組み内容(実施事項)について、わかりやすく整理し、構成員(役職等)については、実施事項に応じた構成員の位置づけについて説明してまいります。また、必要に応じて見直しを行います。

資料4-4において、湿地の創出(遊水地の活用)の実施主体は流域市町村とあるが、下流域において取り組みの予定がなく河川の上流域で取り組む内容であることから実施主体の修正を条件に承認します。(松原市)

(回答) 資料4-4の湿地の創出(遊水地の活用)の実施主体は国であり流域市町村の取り組みは確認されていないことから修正(削除)します。

資料4 - 6の新たな指標「水害リスク情報の提供」の「内水浸水想定(4団体)(令和4年2月時点)」の定義を当該箇所にも明記してください。(大阪府)

(回答)内水浸水想定区域の団体数は、大和川水系の流域において最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数を示しています。指標の様式については、全水系統一様式とし公表していることから、定義の明記については次回更新時に協議させていただきます。

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 参加者

- ・大阪管区気象台長
- ・大阪府政策企画部危機管理室長
- ・大阪府都市整備部事業管理室長
- ・大阪府都市整備部河川室長
- ・大阪市長
- ・堺市長
- ・八尾市長
- ・松原市長
- ・柏原市長
- ・羽曳野市長
- ・藤井寺市長
- ・東大阪市長
- ・西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長
- ・近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長
- ・大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部副本部長
- ・南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部 工務部 工務部長
- ・阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部長
- ・阪堺電気軌道株式会社 常務取締役
- ・大和川右岸水防事務組合事務局長
- ・近畿地方整備局大和川河川事務所長

大和川下流部流域治水部会 参加者(オブザーバー含む)

- ・大阪府(都市整備部事業管理室事業企画課防災・維持グループ、都市整備部河川室河川整備課計画グループ、危機管理監危機管理室防災企画課計画推進グループ、都市整備部 下水道室 事業課 計画グループ、大阪都市計画局_計画推進室_計画調整課_調整グループ、大阪都市計画局_拠点開発室_戦略拠点開発課_NT 再生・まちづくり推進グループ、建築指導室建築企画課 調整グループ、環境農林水産部 農政室整備課 農空間整備グループ、環境農林水産部 農政室整備課 計画指導グループ、環境農林水産部 みどり推進室森づくり課 森林整備グループ、都市整備部河川室河川環境課 砂防グループ)
- ・大阪市
- ・堺市
- ・八尾市
- ・松原市市
- ・柏原市
- ・羽曳野市
- ・藤井寺市
- ・東大阪市
- ・大阪管区气象台
- ・富田林市
- ・河内長野市
- ・大阪狭山市
- ・太子町
- ・河南町
- ・千早赤阪村
- ・近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所
- ・近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所
- ・近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所
- ・JR西日本近畿統括本部
- ・近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 施設部
- ・南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部 施設部
- ・近畿地方整備局大和川河川事務所

以上